平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第50号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第2項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。	律第313号) <u>第4条第1項</u> の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事
	(移植の禁止)   第25条の2 次に掲げる魚種(卵を含む。)は、これを移植してはならない。   (1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)   (2) ブルーギル
	,

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成20年4月1日から施行する。